

議 事 録

令和5年10月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和5年第10回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年10月5日（木） 13時22分から13時55分 山鹿市役所 3階 302会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之
農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第66号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第67号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第68号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第70号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第71号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」 ご着席ください。

-----○-----

○事務局長（一法師進君）

本日の総会は、委員14人全員の出席で、定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和5年第10回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○会長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、7番 廣田委員、8番 米岡委員を指名いたします。

4 議 事

○会長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第66号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。
事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第66号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号139番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は1ページ記載のとおりです。

議案書2ページをお願いします。

提案番号140番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は2ページ記載のとおりです。

議案書3ページをお願いします。

提案番号141番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は3ページ記載のとおりです。

議案書4ページをお願いします。

提案番号142番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は4ページ記載のとおりです。

議案書7ページをお願いします。

提案番号 143 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅隣りであることから耕作便利によるものです。調査書は 5 ページ記載のとおりです。

議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 144 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 6 ページ記載のとおりです。

議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 145 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 7 ページ記載のとおりです。

議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 146 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、新規取得によるものです。調査書は 8 ページ記載のとおりです。

議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 147 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 9 ページ記載のとおりです。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 148 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 10 ページ記載の通りです。

議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 149 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、規模拡大によるものです。調査書は 11 ページ記載のとおりです。

議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 150 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親族間の贈与によるものです。調査書は 12 ページ記載のとおりです。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 151 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地の贈与によるものです。調査書は 13 ページ記載のとおりです。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 152 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は 14 ページ記載のとおりです。

議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 153 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 15 ページ記載のとおりです。

以上 15 件です。

○会長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 139 番から 140 番について「北部地区担当委員」

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 139 番から 140 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 141 番から 145 番について「南部地区担当委員」

10 番（志方精之君）

提案番号 141 番から 145 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 146 番から 153 番について「東部地区担当委員」

13 番（隈部誠一君）

提案番号 146 番から 153 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 66 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 66 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の23ページをお願いします。

議案第67号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号13番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑2筆、計234㎡を貸し住宅2棟及び進入路に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書24ページをお願いします。

提案番号14番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田82㎡を宅地の一部に転用する案件です。なお、申請地は平成8年ごろから宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号13番から14番について「南部地区担当委員」

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号13番から14番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 67 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 67 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号 49 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 1,104 m²を取得し、農業用倉庫等に転用する案件です。なお、申請地はすでに宅地として利用されている部分があり、その経緯については始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 26 ページをお願いします。

提案番号 50 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 1,056 m²のうち、346 m²に使用貸借権を設定し、堆肥舎を建設する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 27 ページをお願いします。

提案番号 51 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 341 m²を取得し、宅地の一部として転用する案件です。なお、申請地は既に宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図をお願いします。9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載してい

ます。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の28ページをお願いします。

提案番号52番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田2,510㎡を取得し、運送業事務所・駐車場に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。11ページに現地の状況写真、12ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の29ページをお願いします。

提案番号53番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑374㎡を取得し、建設資材置場に転用する案件です。なお、申請地は譲渡人が相続する以前から資材置場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。13ページに現地の状況写真、14ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の30ページをお願いします。

提案番号54番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑55㎡を取得し、自宅で開業しているネイルサロンの来局用駐車場に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。15ページに現地の状況写真、16ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6件です。

○会長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号49番から51番について「北部地区担当委員」

12番（田中春雄君）

提案番号 49 番から 51 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 52 番について「南部地区担当委員」

7 番（廣田幸徳君）

提案番号 52 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

提案番号 53 番から 54 番について「東部地区担当委員」

8 番（米岡一利君）

提案番号 53 番から 54 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○会長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○会長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 68 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○会長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 68 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

○議長（坂本照子君）

引き続き議案を進めさせていただきます。議案第 69 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書の 31 ページをご覧ください。

提案番号 22 番に係る申請地は、山鹿市バイオマスセンター堆肥施設裏に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

なお、公社買い受けの案件ですので、調査書は省略しております。

この案件につきましては、9 月 27 日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経

営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第５４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第６９号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第７０号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書３２ページをご覧ください。

議案第７０号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が１７件で、その面積は２５，４４０㎡でございます。

提案番号２４９番から２５３番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書３２ページに記載のとおりでございます。

提案番号２５４番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書３３ページに記載のとおりでございます。

議案書３４ページをお願いします。

提案番号２５５番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻、そば、麦を作付け予定でございます。

調査内容は、調査書３４ページに記載のとおりでございます。

提案番号 256 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、水稻、WCS を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 35 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 257 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、アスパラガスを作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 36 ページに記載のとおりでございます。

提案番号 258 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、大豆、麦を作付け予定でございます。
調査内容は、調査書 37 ページに記載のとおりでございます。

また、本日提案しております提案番号 223 番から 248 番までの議案につきましては、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。
議案第 70 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 70 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 71 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。
それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 35 ページをご覧ください。
議案第 71 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。
今回の利用権設定は、再設定が 3 件でその面積は、2,356 m²でございます。

提案番号 155 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。
利用内容は、ナスを作付け予定でございます。

調査内容は、調査書 38 ページに記載のとおりでございます。

本日提案しております提案番号 155 番の議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 71 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 7156 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の 36 ページをお開き下さい。

報告第 15 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 5 年 8 月に届出がありました件数は 18 件、筆数の合計は 111 筆、面積の合計は 98,836 m²でございます。詳細につきましては、37 ページから 38 ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第15号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和5年第10回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

7 番 農業委員

廣田 孝徳

8 番 農業委員

隈部 一利